

令和4年度 健康食品試買調査結果
(令和5年3月29日現在)

1 実施期間

令和4年5月から令和5年3月まで

2 調査品目

法令違反の可能性が高いと思われる製品を、健康食品売場等の販売店で42品目、インターネット等の通信販売で83製品、合計125品目を購入し、調査した。

3 表示・広告検査結果

【食品の表示・広告に関する主な規定事項】

食品表示法：食品表示基準（品質事項・衛生事項・保健事項・その他）の遵守

食品衛生法：食品、添加物等基準の遵守

健康増進法：健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示の禁止

医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）：医薬品的効能効果等の標ぼうの禁止

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）：優良誤認、有利誤認等不当表示の禁止

特定商取引法（特定商取引に関する法律）：広告規制の遵守

表1 購入方法別品目数内訳

製品群	全体		販売店購入品目		インターネット等購入品目	
	購入品目数	違反等品目数※	購入品目数	違反等品目数※	購入品目数	違反等品目数※
美白、美容、美肌	21	17	8	4	13	13
痛み・炎症の緩和	8	7	5	4	3	3
骨・筋力サポート	6	3	4	1	2	2
ダイエット効果	17	17	0	0	17	17
抗糖化・エイジングケア	15	13	8	6	7	7
男性機能向上	17	10	11	5	6	5
女性向け	4	4	0	0	4	4
免疫力増強	15	15	1	1	14	14
脳機能改善	4	2	0	0	4	2
育毛・発毛	5	5	0	0	5	5
健康茶	7	5	2	1	5	4
視力回復	5	4	2	1	3	3
その他	1	1	1	1	0	0
合計	125	103	42	24	83	79

※ 違反等品目数：いずれかの法令に違反又は違反の疑いのある品目数

表2 法令別違反又は違反の疑いの品目数の内訳

製品群	違反又は違反の疑いのある品目数	法令別の内訳*								
		食品表示法				食品衛生法	健康増進法	医薬品医療機器等法	景品表示法	特定商取引法
		品質事項	衛生事項	保健事項	その他					
美白、美容、美肌	17	3	6	4	0	0	0	14	4	7
痛み・炎症の緩和	7	0	4	3	0	0	0	6	1	1
骨・筋力サポート	3	2	0	2	0	0	0	2	1	0
ダイエット効果	17	1	8	4	0	0	1	15	7	3
抗糖化・エイジングケア	13	2	3	4	0	0	0	10	3	2
男性機能向上	10	2	8	1	0	0	0	5	3	2
女性向け	4	3	3	3	0	0	0	4	1	2
免疫力増強	15	4	2	6	0	0	0	14	5	6
脳機能改善	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0
育毛・発毛	5	1	3	1	0	0	0	5	2	3
健康茶	5	3	2	0	1	0	0	4	0	2
視力回復	4	1	4	2	0	0	0	3	0	0
その他	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	103	24	45	30	1	0	1	84	27	28

* 複数の法令に違反又は違反の疑いのあるものは、各々計上しているため、各製品群の法令別内訳の合計は、違反又は違反の疑いのある品目数とは一致しない。

表3 法令で義務付けられている表示にかかる不適正な事例

【食品表示法上、容器包装の表示にかかる不適正な事例】

- 原材料と添加物が明確に区分されていなかった。
食品衛生法で既存添加物とされており、添加物として表示が必要な物質を、原材料に混在して表示していた。
- 添加物が正しく表示されていなかった。
添加物の物質名のみが記載されており、用途名である「着色料」が併記されていなかった。
- 表示が欠落していた。
容器包装に邦文表示がなかった。
- 賞味期限が正しく表示されていなかった。
賞味期限が「月年」の順で表示されていた。
- 賞味期限が表示されていなかった。
賞味期限の表示がある個包装を詰め合わせた商品について、外装パッケージ（容器包装）に賞味期限が表示されていなかった。
- 栄養成分表示の任意表示事項が正しく表示されていなかった。
「ビタミンを含んでいます。」とビタミン類について強調表示をしているが、食品表示基準で定められたビタミン類について記載がなかった。
- 保健機能食品と紛らわしい名称を示す用語を使用していた。
保健機能食品以外の食品に『機能性補助食品』と記載していた。

【特定商取引法上、通信販売広告等の表示にかかる不適正な事例】

- 通信販売広告に表示すべき事項のうち、送料、返品に関する事項（返品の可否、返品の期間等の条件、返品送料の負担の有無）などをインターネット通販の広告画面にわかりやすく表示していなかった。
- インターネット通販で画面に表示される手順に従って申込みを行う「特定申込み」において、最終確認画面に表示すべき事項のうち、返品や解約、商品の引渡時期などを消費者が簡単に確認できるように表示していなかった。

表4 製品についての不適正な表示・広告の事例

【健康増進法上、健康保持増進効果等の虚偽誇大表示に該当するおそれのある表示の事例】

・著しく事実に相違する又は人を誤認させるおそれのある表示

製品同封のチラシに「体内（特に腸内）に残っている不純物を排出しやすくします。また、アンチエイジングを促すハーブエキスを配合しており、体の中から細胞を活性化することが期待できます。」と当該製品を飲用することで、健康保持増進効果が期待できる表現をしていた。

【景品表示法上、消費者の自主的かつ合理的な商品選択を阻害するおそれのある表示の事例】

・優良誤認に該当するおそれのある表示

「飲むだけで日々の紫外線対策プラス美白」「オーガニック100% 安心・安全」等の表示内容を裏付ける合理的根拠がない場合や「95.9%がリピート」等と客観的な実証のない場合など、その商品が他社の商品よりも優れているかのように消費者の誤認を招くおそれのある表示をしていた。

【医薬品医療機器等法上、医薬品とみなす標ぼうの事例】

医薬品として承認を得たものではないにもかかわらず、以下のような医薬品的効能効果を標ぼうしていた。

・疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

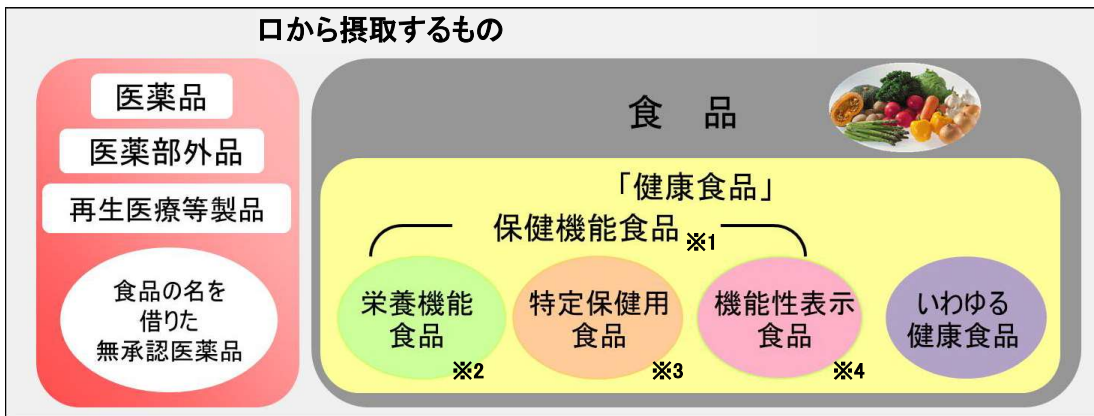
「抗腫瘍作用（がんの予防）」「大腸炎」「便秘にお困りの方」「アレルギー花粉症」「アトピー性皮膚炎」「AGA治療」「抗認知症」「抗炎症」「脳出血」「新型コロナウイルスによる肺炎の重症化を防ぐ」「水虫予防」

・身体の組織機能の一般的増強・増進を主たる目的とする効能効果

「免疫強化」「肝機能の亢進」「血液サラサラ」「発毛促進」「育毛」「新陳代謝を高める」「若返り」「胃酸の分泌を抑える」「飲む日焼け止め」「筋肉量の増大や筋肉の分解抑制」「関節のクッションとなる細胞再生を促進」

※ 以上の事例は、紹介している法令以外の他法令にも抵触する可能性があります。

<参考 「健康食品」の位置付け>



● 食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。（食品衛生法第4条第1項）

※1 保健機能食品

国が定めた安全性や有効性に関する基準など一定の条件を満たした食品をいい、国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「栄養機能食品」と「特定保健用食品」及び「機能性表示食品」に分類される。

※2 栄養機能食品

健康の維持等に必要栄養成分（ミネラル、ビタミン等）の補給を主な目的とし、定められた基準に従った表示が必要だが、国の審査・許可を受ける必要はない食品

※3 特定保健用食品

食品の持つ特定の保健の用途を表示し、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受けた食品

※4 機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品（販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届けられたものであるが、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。）